

(議長)

次に小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

一般質問を行います。

まず最初ですが、最初ですが、あすなろ福祉会について質問を致します。

この件については3月議会にも取り上げました。12月に、昨年の12月に新聞報道等で今回の不妊処置に関する件で単に江差ではなく、全道的や全国的にも大きな障害施策について、今後の課題として取り上げられてきております。

特に3月の私の一般質問に関して、町長は障がいの有無に限らず結婚したい人が自由に結婚し、子どもを産み育てたい人が等しくそれを実現出来る社会が在るべき社会だと考えている。このように答弁を頂きました。まさしくこれが障がい者にとって、また当然、一緒に共生社会とうふうに、今掲げている行政もちろん我々も共にそういう方向でやっていかなければならない課題だと思っております。ただ、続けて町長は3月議会で、現状は残念ながら国の法制度、支援策が確立していないということも併せて答えております。12月から半年経っております。3月議会から3か月、なかなか報道等を見ますと、この問題についてどうなっているのか。何が問題でどういうふうにしようとしているのか、よく見えない。改めて全般的な観点、それから江差町としてどうなるのか、どうするのか。ということについて、少し3月議会から深めてお聞きしたいと思っております。この点について2つ分けてお聞きします。

まず1つ目。先程も言いましたが、国の方で、それからもちろん直接的には北海道が今回の案件について、調査と言いますか、実地調査も含めて行っておりますが、更には、江差のこのあすなろ福祉会に限らず、全道的にこの種の施設がどうなっているか、という実態調査などもやっております。要は、今回のこの問題について、調査して検証して、今後対応どうするのかということですね。これは、北海道で言いますと、北海道障がい者施策推進審議会というものが条例に基づいて、当然積極的に論議して、北海道としても考え方が示させるのかなと思うんですが、これもどう進められているのか、ちょっと私、よくわからない。まず、この点についてお聞きしたいと思っております。

その上で、江差町の問題であります。2つ目として、この点についてお聞きしたいと思うんですが、3月議会でも言いましたが、3年に一度、もちろんこのあすなろ福

社会が江差町内の大きな障害行政として、仕事もされて頂いているこのあすなろ福祉会の障がい事業だけではなく、江差町全体の障がい者に関わる色んな計画、そして具体的な実践、これを3年ごとに町の障がい計画、これはもちろん国の法律に基づいて行われるんですが、このことについても3月議会で取り上げました。それで、実は国は3年ごとにこの計画を作るために、法令等の改正とか色んなその間の事案で、より望ましい計画づくりということで、国の方で厚生労働省で障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針というものが細かく示されます。で、示されました。これに則って次は北海道、で、次、北海道も北海道的な観点から、またそれを加工して示すんですが、それがどうなったのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしても、それに則ってもしくは江差町として町の考え方も含めて、これから新年度から、また新たな計画が走る訳ですが、それをどうするか、ということが今、江差町に求められているんですが、そうしますと、江差町はこのあすなろ福祉会の今回の不妊処置問題について、障がい行政にとっても大変大きな課題であります。これをどういうふうを受け止めて、そして町として自分達の持ち分の中で、どういう見直しを進めようとしているのか。これが問われていることだと思っております。これまず教えてもらいたい。そして、3月議会でも言ったんですが、この論議の場は法令等に基づいて、江差町でも条例があるんですけども、江差町障がい者地域自立支援協議会というものを設置して、この中で論議しましょうということになっております。改めてこの設置されている協議会のことなんですが、これを単に計画を作るための協議会ではなくって、その設置要綱にもありますけれども、障がい問題全般的にわたって協議する協議会なんですね。江差町における障がい者支援体制の整備に関する事、まさしく具体的な障がい者に対する個々の体制どうなっているんだ、どう整備したらいいんだということ論議する場、そして、今、私問いかけている江差町の障がい福祉に係る計画の策定評価に関する事。ですから、これから作るためには、これまでの計画に則ってどうなっているのか、ここのサービス、あすなろ福祉会の介護事業もそうですけれども、それをどうしっかりと評価するのかということもこの評議会で、協議会でやらなければならない。そして、更に(5)です、その他、障がい福祉の推進に関する事ということ謳っていますから、本当に江差町の障がい関係については、この自立支援協議会でどう論議するかという重要な会議になっております。

それで改めて問います。この江差町障がい者自立、地域自立支援協議会で、今回のこのあすなろ福祉会の不妊処置問題について、どのような論議がされているのか。もし、していないとすれば、ちょっとけしからんことだなと思うんですが、もししていないとすると。これからどうしようとしているのか。これからの計画作りで、改めて今これやらなかったら、計画する、間に合わないとは思いますが、まずこの2点についてお聞きしたいと思っております。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からのあすなろ福祉会における不妊処置問題に関するご質問にお答えを致します。

まず1点目の厚労省や北海道、そして北海道障がい者施策推進審議会でのどのような調査、検証、議論が進められているのかというご質問でございますが、厚労省や北海道が調査内容や協議、対応状況を公表していない現状において、江差町の立場でお答えすることは出来ませんのでご理解願いたいと思います。

2点目の厚労省から示された障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る基本指針の内容を踏まえ、江差町障がい者地域自立支援協議会等でどのような議論がなされ、今後、江差町の計画の見直しにどう反映しようとしているのかというご質問でございます。まず、市町村や都道府県が令和6年度から令和8年度までの期間で定める、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の作成にあたって即すべき事項を定める、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正、これが令和5年5月19日付けで告示され、北海道を通じて市町村へ正式に通知されたのが令和5年6月2日付けでございます。このたびの基本指針が改正された内容の一つに、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実という項目が追加され、小野寺議員からこの一人暮らし等の等の部分に、結婚や出産を希望する方への支援が含まれているため、これを江差町の計画にどう盛り込んでいくのかというご質問だったというふうに認識しております。

先程申し上げましたとおり、国における基本指針の一部改正に関する正式な通知を受理したのが令和5年6月2日付けで、江差町障がい者地域自立支援協議会等での協議はまだ行っていない状況でございます。今後、このたび示された基本指針をもとに、都道府県並びに各市町村において、次期計画の作成に向けての協議が進められていくこととなります。江差町におきましても、北海道が作成する次期計画の内容を随時確認していくとともに、町内における障害福祉サービス事業者等が関係法令に基づく支援がどこまで出来るのかが前提と考えておりますし、江差町障がい者地域自立支援協議会で、基本指針に基づく内容をどういった形で盛り込んでいけるのかを協議していくこととなりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

大変残念というか、より今回の問題が国、道としても、深刻な状況だということ

受け止めて、発表が遅れているのかよくわかりません。先だって道議会の福祉委員会でしたっけ、道委員会の中でも当初全道の施設の実態調査に関しての概要は1回発表されましたね、新聞にも載りました。ただ詳細に関しては、5月の確か5月の末に発表するということになってたんですが、あれ先送りになりましたね。委員会でももちろん、そういう論議はされていないはずですよ。私の見たところ。ですから、今、町長おっしゃったとおりの現状、国でも一般的な話、一般的と言いますか、この間も言っているそういう希望者がいたら、ちゃんとしなさいねっていうのは、1月の段階でも通達出ておりますし、今、町長おっしゃったとおりの、一人暮らし等、その等の中にはパートナーと一緒に暮らすということも入るということについては、書いているから、当然、それは結婚して子ども生まれるということも、暗示しているかも知れませんが、それをどうするこうするということは、少なくとも今、出た部分にはないんですよ。だから、何も現時点では3月議会で町長おっしゃったとおりの、財源的な裏付けだとかも含めて、何も示していないというのが現実であります。

それで、再質問ですが、先程、私ちょっと聞きもらしたんでしょうか。あすなろ福祉会の今回の件でどう受け止めて、どう見直しするのか考えて、これは自立支援協議会を開いていないから、だから、まだ答えられないという、それはいたしかないでしょう。自立支援協議会まだ開いてないとすれば、町として当然事務局が自立支援協議会事務局、町ですから町として、当然色んな団体、福祉関係の方々も入るこの協議会の中で論議する時に、これからさあ計画作る時にどうしましょう。国でこういう指針示されましたという時に、江差町で起きたこのあすなろの関係の部分についても、しっかりと事務局的、つまり江差町ですね、江差町がどう受け止めて、どう評価して、どうこれから反映するかということも、しっかりある程度、論議してもらいましょうということで、一定の考え方を示さなかったら、駄目だと思うんですが、それ先程聞いたけど、何もなかったと思われるんですが、再質問でちょっとお聞きしますよ。

それで、私是非、出来れば江差町でと言いたいところですが、取りあえず自立支援協議会、ごめんなさい。地域自立支援協議会でこれから論議進めるということですから、その中で、是非、論議してもらいたいということについて、再質問致します。ま、これからということですのでね。もう是非、これを逃げないでやってもらいたいということを質問の形で、まず私、提案致します。大きく分けると3つに分けてこの点について協議してもらいたいということ、3つでちょっと言います。中が少し複雑になりますけれども、よく聞いて頂きたいと思うんですが、まず、まず1つ目。1つ目はですね、あすなろ福祉会がこの間、実は今回のこの不妊処置を理事長さんは提案という形で言うておりますけれども、今回のこの事案以外にこの計画期間中、2つの大きな事件といいますか、事案がありました。これも検証の1つの事案事例だと思っています。それをやらなかったら、私は、新しい障がい福祉計画は何なんだということになっちゃうと思うんですよ。で、じゃ残り2つって何なんだ。これ、前概略には言ったんですけど、改めて指摘します。1つがあすなろ福祉会の障がい者支援施設での

従業員による利用者への虐待です。これもしっかりと検出するべきなんです。これは、道が行った虐待防止に係る勧告1回したんですが、その勧告後も従業者が日常的に利用者に対する身体的虐待を行っていった。また、監査時に、これ北海道ですね、北海道の監査時に虚偽答弁を行った、という事実認定、これは、道の処分通知の中の文章そのものです。生の文言です。ということで、21年西暦で言うと21年の12月に北海道から行政処分を受けております。まさしく、現在の障がい計画の期間中の事案であります。これは江差町としてもしっかりと検証の事案だと私は思っています。で、もう1つ、これも3月議会でも言いました。

(議長)

小野寺議員、端的に質問して下さい。私は思うとか、教えて頂きたいでなくて、質問にして下さい。

「小野寺議員」

議長、議長。

(議長)

はい。どうぞ、続けて下さい。

「小野寺議員」

今、1つ1つの事案を・・・。

(議長)

小野寺さん。続けて下さい。時間がありますから。

「小野寺議員」

止めないで下さいね。

(議長)

説明は説明にしたって、駄目なんだ。質問して下さいって。

「小野寺議員」

だから・・・。

(議長)

あんた、いっつもそうやってやってるんだから。はい。わかりました。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい。質問して下さい。

「小野寺議員」

私の、いいですか、議運の委員長。

「室井議員」

何ですか。

「小野寺議員」

いいですか。やりますよ、止めないで下さいね。

(議長)

質問どうぞ。

「小野寺議員」

それで、2つ目なんです。さっき1つ目言いましたね。で、2つ目が3月議会でも少し言いましたけれども、知的障害のある女性があすなろ福祉会の就労支援施設のトイレで1人で出産し、子どもを死なせてしまった事件。これは2020年の3月の事案ですが、つまり今の計画の前ですけれども、この女性に有罪判決が確定したのは、今の計画期間中です。この事件で色んな団体から国、道、振興局、江差町にも改善を求める要望が出ていることについて、3月議会で町長に質問したところでもあります。で、今回のこの不妊処置を提案したという事案、併せてこの3つ、この3つはですね、しっかりと検証する必要があると私はそれこそ思います。(議長：うん、質問)だから障がい者の支援体制に関して、私は何が問題だったのか、江差町として何が今後の改善とし出来るのか。そして、あすなろ福祉会にどのような改善策が求めなければならないのか。もしかしたら、改善策求めているんでしょうか。そして、この間、出されている諸団体の要望、これ江差町に対する要望もあります。紹介関係に全般的な要望も北海道、国を通して出ております。直接あすなろ福祉会に対する要望ですね。それについてもしっかりとこの協議会で協議するという。これがまず大枠の1つ目の私の協議してもらいたいという点です。

大枠の2つ目、これは、ちょっと具体的になるんですが、先程の要望、3月議会でもちょっと言ったんですけれども、町長宛てに連盟ですけれども出たのがDPI、女

性障がい者ネットワーク、連盟ですけれども、そういう所から要望が出てる問題、私ね、これもしっかりと受け止める必要があると思うんです。江差町の具体的な障がい計画化に入れるべきだと思うんですが、この時1つ、施設での施設ですよ、職員研修に障がいのある女性の生徒、生殖に関する健康と権利についての項目を必ず入れるように促すこと。施設でちゃんとやって下さいねっていうことですね。これを計画に、私、江差町の計画に入れなさいということです。2つ目、障がいのある人が性別や年齢に適した性に関する情報と、性教育を受ける機会を保障すること。また、本人の決定に即した安全で配慮ある手段の提供を保障すること。3つ目の要望として、障がいのある人、特に女性達が性や体のことに関わる健康や権利について、相談出来る場所を設け、相談しやすい環境を整えること。これがなかったから、きっとトイレで子どもを産み落とすということが起きたのではないのかな。これ刑事事件で終わってしまっているんで、行政的になんも解明してないんですよ。私は行政としてもしっかりと、今言ったこと、その知的障害の重い方については、こういうことがしない限りは同じことを起こしてしまう。この3つ、先程言った女性団体等から要望あったこの3つについて、江差町のこの協議会で計画を作る協議会で、しっかり論議して可能な限り、次の計画に反映させること。これが大枠の2つ目。

あと最後です。3つ目に、一番要のことなんですけれども、結婚出産を望むケース、これに行政や施設がどう対応していくのか。もしくは、しているのか。これ本当に悩ましい問題です。国、道がきちっとした財政的な財源的な裏付けがない限り、どうしたらいいの、ただやっている所あります。そういう先進的な事例もしっかりと検討研究して、我々としてやれることはないのか。そういうことを協議会の方で論議して頂きたい。このことについて、改めて答弁を求めたいと思います。

(議長)

よし。わがった。
誰。

「室井議員」

議長。議長、議事進行。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

今ですね、小野寺議員の質問中にですね、私を見てですよ、(議長：はい)私の方を見てですよ。(議長：うん)議運の委員長いいんですかと、これ何事ですか。(議長：うん)議長。(議長：はい)あなたの職権で問、問って下さい。(議長：うん)私も何も、静止も何もしていませんよ。(議長：うん)なぜ、そういう発言するんで

すか。（議長：うん）議長の責任で、小野寺議員に問い詰めて下さい。

（議長）

小野寺議員、そういうことですから、注意しながら、そして、先程からですね、教えてもらいたいとかって言うんですけども、ここは教えてもらう場所でなくて、（小野寺議員：いいから、もうそんなこと・・・いって）質問する場所ですから。（小野寺議員：議長、いって、止めなさい）駄目だって、そういうことすれば。だから、色々色々色々ね、はひれ尾ひれ付くんですよ。（室井議員：議事進行、ちゃんとやって下さい、議長）だから今のような話が出てきますから、きちっと、質問だけをして下さい。

ね、はい。それでは、誰答えるんですか。

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員の再質問にお答えします。

まず最初にですね、町長の答弁漏れということで、報道、昨年報道のあったあすなる福祉会の不妊処置問題について、協議会とどういう議論を進めていたんだということですが、まだ北海道や調査主体である北海道ですてとか、そういった所が調査結果等を公表している段階でしてない段階で、協議会でそれを議論することは出来ないということ、まず、ご理解頂きたいと思います。

それで、質問の再質問の1つ目ですが、まず、あすなる福祉会でこれまでに発生した事案を江差町障がい者地域自立支援協議会として、しっかり検証し、この間出された要望等についても協議会で議論すべきとのご質問でございました。

この度、国から示されました時期障がい福祉計画の作成に向けての基本計画はこの間に各地で発生した虐待事件ですとか、障がい者の結婚出産等への支援等に関する課題等につきまして、国に社会保障審議会障がい者部会などで、議論などでの議論を経ながら見直しされたものとなっております。今後次期計画の作成に向けて、江差町障がい者地域自立支援協議会での協議を進めていくこととなりますが、当然、国から示された基本指針を基に江差町で発生した事案等も踏まえながら、国、道、市町村それぞれの責任において果たすべき支援を整理しつつ、関係する障がい福祉サービス事業所等が法令に基づく支援がどこまで出来るのかということも、確認しながら協議会の中で協議を重ねて参りたいと考えてございます。

2つ目ですが、各団体から出された要望にある性に関する研修や、相談しやすい環境づくりを計画に反映すべきという質問でございました。この度、見直された国の基本指針の中にも、障がい福祉サービス事業所の管理者や職員等に研修や、相談支援体制の充実強化に関する事項が盛り込まれたところでございます。

今後、国の基本指針に基づき関係する障がい福祉サービス事業所等において、研修

計画等の見直しもされていくというふうに思われますので、道や市町村においても、相談支援体制の在り方についての協議を進めていくこととなりますので、ご理解願いたいと思います。

最後の、最後ですが、障がいをお持ちの方が結婚や出産を望むケースに対する行政や施設が行っている先進的な事例の研究検討をすることという質問でございました。

町の協議会で時期計画に関する協議を進めていく上で、そうした先進的な事例の情報等もですね、事務局として収集しながら、協議を進めていくこととなりますが、そういう事例のような支援がですね、果たして江差町の関係事業所等で実施出来るのかということも含めまして、地域の実情に応じた計画づくりになっていくものと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

止めないで下さいよ。

それで、担当課長のなるんでしょうか。少しどう検討するかというのは、今の答弁でわかりました。とにかくこれからということで、やむを得ない部分もありますし、詳細まだまだこれから出てくるというのがありますので。ただ、江差町のどう考えても来年から作る、走る計画を今年度中に作らなければなりません。その自立協議会の中で地域自立協議会の中で協議していかなきゃなんないですが、スケジュール的にちょっとどうなっているのか、教えて頂きたいんですよ。先程、答弁ありましたけれども、その一人暮らし等の、これ具体的な進め方によっては、財源的なこともあるかも知れませんが、かなり求められているものが出てくる。一人暮らし等の等にパートナー、つまり事実婚も含めれば、そういう方々の社会で地域に出て結婚し、子どもを産まれるということも想定した支援策、それが色濃く国の論議の中では、にじませておられますのでね、多分それご存じだと思います。とすると、それはしっかりと、江差町としても具体的な事案等も検証しながら、論議するということが必要になっていきますが、タイムスケジュールってどんなふうに今、考えているんでしょうか。そこ、ちょっと最後にこの点についてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

はい。

再々質問にお答えします。

スケジュールですが、まずですね、来年度の計画、4月からスタートになりますんで、まずはですね、7月にこれまでの計画の見直し、検証も含めてですね、まず1回目の協議会の開催を考えてございまして、それで、来年の4月に施行になりますんで、それまでに何回ということは、ちょっとまだあれですけど、必要に応じてですね、色々な情報も仕入れながらですね、協議会を随時開催していきたいというふうな考えでいますんで、ご理解の程お願いします。

(議長)

いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。わかりました。

それでは、2番目に移ります。

私今回、今、出ております障がい福祉計画、障がい問題ということで、4問まで障がい問題です。これは、学校現場でもあることであります。同じ障がい福祉計画全体の括りの中ですが、学校現場のことについて、お聞きしたいと思います。

大きく言うと2つありますが、で1つがこれも障がい福祉計画の見直しで、厚生省の指針の中にはこれは前回でも出しましたが、障がい者権利条約、それに対して更に障がい者の権利に対する委員会の勧告の趣旨等を踏まえ、ということが指針の中に目標と設定されております。私もなかなかこのいわゆるインクルーシブ、インクルーシブ教育を具体的に権利条約、それから勧告の内容、どうしていったらいいのかという本当になかなか読み解けないんですけども、いずれにしてもそのことによって文科省でも通常学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援に係る方策について、という通知が出ております。この中で具体的には障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り、同じ場で共に学ぶための環境の整備を始め、よりインクルーシブな社会の実現に向けて、関連施策等の一層の充実を図る事が求められている、としております。じゃあどうするのかっていうのがなかなか、よく書いていないような気がするんですけども、更に報道ベースですけども、室蘭市では全校児童10人の花咲港小学校で障がいの有無に関わらず、同じ教室で学ぶインクルーシブ教育を新年度から、今年ですね、推進していく。という報道なども全国的にも色々な取り組みが紹介されてきております。

改めて江差町教育委員会として、どのような取り組み、そして論議が進められているのか、お聞きしたいと思います。

で2つ目です。今言いましたが、この通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒の支援ということで、通常学級の中に障がいのある子ども達も同じ場で学ぶような環境の整備をすとかですね、これってそのどこまで具体的に進めるかっていうのは、非常に難しいところも、きっとあるのかなと思うんです。ただ、現状の中でもその支援教育、現在行われている支援教育を進める中で、よりインクルーシブ教育を進めるとすれば、私2つの点が現時点でも求められるのかなという気がしまして、2つお聞きします。

まず1つは、やはり支援員、この間江差町で頑張って各校に1人とか、支援員以外にも色々な方々も増やしてきてはおります。ただ、通常学級で困難な子どもさんが1人、2人複数いると、とても支援員1人では、もう間に合わない。そういう点では、このインクルーシブ教育を進める1つの過程の中で、一層支援員を増やすということが私は求められると思うんです。この点について。

それから、通常学級で比較的軽度の障がい者が一緒に勉強している場もあります。そこをその障がいのその個別の障がいごとで、支援をするというやり方として、通級指導というのがあるんですけども、これは人数の関係も含めて、江差町では確かやっていないと思うんですが、色々な全道の取り組み、道南で言うと今金町がそうなんですけども、その担当の教員がそういう学校を回って歩いて、そういう個々の指導もするという通級指導、巡回指導方式と言って、これは国も文科省に中でもこの巡回指導方式については、推進するという位置付けになっているみたいです。そういう環境整備が私は、必要だと思いますが、この点について見解を伺いたいと思います。

(議長)

はい。教育長。

「教育長」

それでは、小野寺議員からの特別支援教育に関する2点のご質問にご答弁致します。

最初に、インクルーシブ教育に関する江差町教育委員会としての取り組みに関してのご質問でございます。インクルーシブ教育は、特別な支援が必要な子供とそうでない子供が、平等に学びの機会を得られる教育システムを指すものでございますが、本年度の教育行政執行方針で私はSDGSを教育分野で実践すると述べましたとおり、特別支援教育の充実に向けた取り組みを、町立の各小中学校と連携しながら進めているところでございます。

さて、他の事例も交えながらのご質問でございますが、現状におきましては、児童生徒個々の状況に応じた対応を各学校において行っております。また、特別支援教育支援員についても町独自に配置し、個々の教育的ニーズに対してよりきめ細やかな対応を行っております。加えて通常学級での授業についても可能な限り、特別な支援を必要とする子供とそうでない子供が共に過ごし、学ぶ取り組みを実施しているところ

でございます。学びの機会を保障するという観点のもとに、学校運営が行われているというところでございます。議論という点につきましては、まず第一に子供たちや保護者の理解を得ることが重要であると考えており、現在の授業形態につきましても皆さんのご意見やご理解を得ながら行っているところでございます。また、全ての子供に対してメリットがある授業のユニバーサルデザイン化の取り組みもあわせて進めているところであります。

今後につきましても、インクルーシブ社会、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえつつ、児童生徒個々の状況も勘案しながら、最適な教育環境のもとで学びが得られるよう、関係する皆さんとも協議して進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、支援員の増員や通級指導に関してのご提案もいただいたところでございますが、教育委員会と致しましても、各学校内においてそれぞれのケースや状況に応じた指導を行うため、直接対応にあたる学校、教員の要望などを踏まえつつ、現場の環境整備について町長部局とも協議を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

いいですね。

はい。小野寺議員

「小野寺議員」

実は、この一般質問を出したあとですが、議員の立場ではないんですが、別な立場で南が丘小学校を今のご説明あった部分のより具体的なことを、学校長等から場合によっては担任の先生からも含めて、支援教育の在り方についてはかなり詳しく教えて頂きました。また、私なりに課題も見えたかなと。いずれにしても、ちょっと時間の関係上、先程支援員を増員の方向で、是非、引き続き検討してもらいたいということに留めて、次の質問に移ります。

それで、次3番目なんですが、ちょっと聞きなれない言葉なんですけれども、重層的支援整備事業という言葉なんですけど、今、厚生労働省が主なんですけれども、それ以外のこともあります。地域社会、地域共生社会を目指すということも含めて、高齢者、介護受けている方とか、今、先程言った学校の色々支援を要する子ども達、それから学校入る前の色々な障がいのある子どもなども含めて、色々な制度、サービスがあるんですけど、更には町に限らず、民間、北海道など色々あるんですけど、それがですね、縦割りの弊害、もしくはその一元的にそういう相談の状況になっていない、などなどということが国でも色々検証され、見直しと言いますか、色々な試行錯誤重ねて、そのバラバラとは言いませんけれども、多岐にわたっているそういう支援体制、サービス体制を重層的により効果的にそういう困難な方々にサービスを繋げ

よう、相談をしっかりと一元的に受けようというような観点から、国でも色んな事業を、今、進めております。その1つがこの重層的支援体制整備事業、厚生労働省でやっております。一応、厚生労働省の言い方としては、対象者に属性を問わない。小さい子どもから障がいの関係、それは色々あるけれども、それを問わない、相談支援、多様な参加支援、地域づくりに一体的に実施すると、地域住民の複合化、複雑化、云々というようなことを、一応、厚生労働省で言っております。私、この縦割りの弊害ということについては、昨年3月議会でも1回取り上げました。本当に1人の方のサービスを求める立場の方は1つに限らない。複数にまたがっているという部分があるんですね。今回、この重層的支援体制のことが国でも進められて、自治体でも色々広がっております。事例的には渡島檜山で言うと、七飯町が一定の取り組みをやっている、これはかなり私としては参考になるなというのもありました。全道的にも色々進めている所があります。サービスを受ける事によって、漏れのないように相談がとてでもでないけど、大変だから相談出来ないわとか、そういうことがないように一人一人の方々に即した体制作り、縦割りを完全に無くすことは難しいかも知れませんが、そういう状況を作っていく。ということについて私是非江差町として、検討して欲しいと思います。

是非この点について、積極的なご答弁を頂きたいと思います。

(議長)

誰、やるの。

町長。

「町長」

小野寺議員からの重層的支援体制整備事業に関するご質問にお答え致します。

先程、小野寺議員からも説明がありました、重層的支援体制整備事業は市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども、障がい、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では、対応しきれないような地域住民の複合化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することが出来るよう、社会福祉法の一部改正がされ、令和3年4月に創設された事業でございます。法における市町村の必須事業ではなくいわゆる、できる規定という位置付けの事業となっております。

厚生労働省の発表によりますと、令和4年度時点で全国で134の自治、そのうち道内では7自治体が事業の実施を進めております。道南では七飯町が令和4年度から実施していると伺っております。議員からのご質問の中でも七飯町の取り組みを参考にし、江差町でも検討すべきとのご質問でございましたけども、七飯町の取り組みを簡単にご説明致しますと、交付金を活用しながら社会福祉士と保健師の2名を新たに採

用し、福祉総合相談窓口や支援関係機関との調整などを行う専門職員を配置の上、事業を実施しているところをございまして、令和4年度では16件の相談に対応したと伺っております。

江差町では、専門職員の配置を含めた体制整備などの課題もあり、事業の実施には至っておりませんが、これまでも地域住民からの相談の内容によっては、複数の課で連携を取り、必要に応じて関係機関とも調整を図りながら対応させて頂いているところをございます。

いずれに致しましても、本事業は重層的支援体制整備事業交付金としての財政措置もございますが、一方で人員配置を含めた体制整備の面での課題もありますので、引き続き他自治体の取組状況などの情報収集を図りながら、複雑化、複合化してきている支援ニーズに対する江差町としての支援体制の在り方について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思ひます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。議長。

ちょっと時間の関係で、少し早口になりますが、是非、検討して頂きたいんですよ。私のもこの間、色んな生活相談あります。高齢者、働いている方、子ども、未就学、もう色んな課題、そういう方々の課題と言いますか、問題点はですね、もちろん町だけに限らないんですよ。町だけでは解決しない問題。ですから、その先程、江差町で色々やってくれてるという話もありますが、この重層的を使えばですね、より江差町取っ払って、やるという仕掛けも出来ない訳じゃないので、とにかく検討して欲しい。ある程度フットワークのある方は、色々色々、あっちゃこっちゃ行って、その自分の課題を解決するためのサービスに繋げるために頑張りますけども、でも高齢者とかですね、障がいの方はね、それすらもう今出来なくて困って相談しているんですよ。それをね、あっち行って、こっち行って、こっち行ってって、大変なんですね。

で、1つ、ちょっと具体的ことですね、これは少し考えて欲しいということ、1つ再質問で致します。子どもの問題です。未就学の子どもが自分の今の状況、どうしたらいいんだという場合ですね。一定の障がいがある場合、江差町民だとすると、まず役場に相談して、江差町にある委託先の相談支援事業所、あすなろさんの所になるんでしょうか。それ以外にもありますけれども、相談して、でそれから、一定に条件が合えば、先程、社会文教常任委員会の報告にもありましたけども、上ノ国町にある発達支援センターを使うために、また、それはそれで色々やり取りする。私、ちょっと1件関わっているんですけども、その上で通所するんですけどね、その間もね、結構大変ですね。特に江差だったら、さっき江差町役場、役場にはないので民間の相談事

業所、支援事業所、そして具体的には上ノ国、大変です。で、これですね、例えば先程言った重層化支援体制整備事業、これは色んな似たようなものも、連携して一体化してとかって色々方法論あるんですけども、例えば出来ればですね、江差町が相談、私ね、町立で、江差町が相談事業も支援事業も一括一元的にやっていくと。そうすると、あっち行ったり、こっち行ったりということ費用ありませんのでね、ましてや上ノ国まで行ってえらい時間かかると、展望として、是非、私、子どもの問題に関して町でやるということも、検討して欲しいなと思うんです。で、これは先程言った障がい者福祉計画の中に、是非、私は検討材料として入れて欲しいと思うんです。

最後。本当に最後です。色々相談受けた時に、センターで支援養育を受けたとしますか、これまた、行ったり来たり大変なんですけれども、そうすると、江差町民の方が上ノ国のセンターで療育を受けるとすると、そんなにしょっちゅう行ったり来たり、せいぜい行き帰りぐらいだとか、ということも含めて、仕事あるお母さんだったら本当にもっと忙しくなっちゃうんですけれども、その状況をしっかりと橋渡し役する事業が厚生労働省としてあるんです。そういう専門職において、その専門の方がそのセンターと保護者、場合によっては行政をしっかりと繋いで、その障がいのある子ども達のより良い療育を進めていくということの事業、保育所等訪問支援事業という名前があるんですが、これは子どもが学校行った場合に支援学級に行ったら支援学級にも顔出して、しっかりとその問題を保護者と繋げるとかっていう、そういう事業、これね、厚生労働省でも進めていますね。是非、これをやってくれと。私ね、こういう事業もね、是非、やって欲しい。是非、障がい計画の中に検討して欲しい。一人一人困難な子ども達、困難な保護者をしっかりと救って欲しい。そういう立場でちょっと提案です。

再質問ですが、以上です。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

はい。再質問にお答えします。

小野寺議員から困難な、困難を抱えた児童への対応の部分について、関するご質問でございました。

江差町の流れと致しましてはですね、まず、町が実施している乳幼児健診等をですね通じて、障がいをお持ち、または障がい等が疑われる未就学児などの把握を、まずします。そして保育士さん、保健師さんがですね、保護者との面談等を通じて相談を受けながら保護者において、その子に必要なサービスを選択して、支援計画を作成の上、町の障がい担当部局に提出して、上ノ国などの障がい児通所支援事業所との調整を行い、対応している状況でございます。

小野寺議員からこうした対応も含めて、江差町として重層的支援体制整備事業として相談事業、支援事業一体的に進めていけるよう、江差町独自の期間相談支援センターですとか、児童発達支援センターを設置することを検討すべきという内容のご質問だったと思います。重層的支援体制整備事業の実施、更には期間相談支援センター並びに児童発達支援センターを町単独で設置しながら対応していくことは、確かに法律上でも市町村に努力義務となっておりますから、望ましいことだとは認識しておりますが、一方で、人員配置を含めた体制整備や施設整備、施設運営に係る費用などの面で課題も多いということをも、ご理解頂きたいなと思います。

また、当面の改善策として、保育所等訪問支援事業を実施すべきとご質問でございました。こちらにつきましては、その間、近隣3町で負担金を出し合いながら、運営しております上ノ国町子ども発達支援センターの事業の一環として、負担金を出している町に所在する保育園をその町の保健師も同席しながら、年に2回程、訪問する形で、事業を実施しているところでございます。江差町単独で、保育所等を訪問支援事業を実施するということとなりますと、事業所の設置、町内に事業所を設置して管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員などの専門的な知識や資格を有する職員の配置が必要となりますので、現状においては、町単独で事業を実施するには、なかなか難しい状況にあるということも、ご理解頂きたいなというふうに思います。

以上でございます。

(議長)

はい。いいですね。

はい。4番目の質問ですか。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、検討課題にも入れて頂きたい。お願い致します。

はい。最後いきます。最後は、個別の問題、恐縮ですが、ちょっとピンポイントで質問させていただきます。私、この間、生活相談に中で一番心痛めたのは、障がいを持っている方が仕事したいということで、左半身不随の方が何とか頑張りたいということで、自動車免許取得、それから自動車の改造費用の件について相談がありました。この点について、助成をということの質問に組み立てです。自治体によっては、これをやっている所があります。残念ながら、国の法制度にありませんので、自治体独自でやっている所、それは、もちろん改造だけの助成か、両方の助成がちょっと色々ありますけれども、いずれにしても、障がい者に対する支援策として、実効している所があります。是非、この町に住んで自分の障がいにあった形で仕事をする。その時に、もし車も運転出来るという状況の障がい者の方がいるのであれば、是非、それを行政としても手助けをして欲しい。

このことについて、町長のご見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員からの障がい者への自動車運転免許証取得や自動車改造費用に対する助成についてのご質問にお答え致します。

これまで、町内で障がいをお持ちの方から、町に対して自動車運転免許証取得や自動車改造費用への助成の問い合わせや要望を承ったことはございませんが、檜山管内でも助成している町もありますことから、各町の状況も確認の上、検討させて頂きたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

(議長)

はい。いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は、すべて終了致しました。

これで一般質問を終結致します。

1時まで休憩します。